

写

26消安第3736号
平成26年10月28日

各都道府県動物衛生主管部長 殿
別記 関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長
動物衛生課長

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しにつ
いて

豚流行性下痢（PED）のワクチンについては、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について」（平成26年5月1日付け26消安第588号消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長通知。以下「協力体制通知」という。）に基づき、円滑な供給に御尽力いただいているところです。

ワクチン供給については、本年度の第3四半期までに約290万回分の出荷予定であり、第4四半期も安定的な供給が見込まれています。

これを踏まえ、協力体制通知を見直し、月ごとの需要に応じた供給に係る枠組みは維持しつつ、販売事業者がワクチンの販売に当たって都道府県に対する確認を行う手順を廃止することとし、下記の1から3までの協力体制としますので、御協力願います。

なお、今後、ワクチンの需給が再びひっ迫する状況が生じることが見込まれる場合は、協力体制通知による枠組みを再度実施することも検討しますので、あらかじめ御承知願います。

また、本通知の施行に伴い、協力体制通知は廃止することとしますので、併せて通知します。

記

1. 都道府県は、都道府県におけるワクチンの1か月ごとの需要見込量を把握し、これを販売事業者に情報提供すること。また、養豚農家に対して、各自の需要見込量の範囲で発注するよう周知すること。
2. 獣医師は、各養豚農家から情報提供されるワクチンの1か月ごとの需要見込量を超えない範囲でワクチンに係る指示書の交付を行うこと。さらに、養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの製造メーカーの製品にこだわることなく使用すること及び接種適期を確認した上で正しく使用することを指導すること。
3. 販売事業者は、獣医師又は農家から注文を受けた際は、1か月ごとの需要見込量を超えない範囲で販売すること。

別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会
協同組合日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人日本SPF豚協会
公益社団法人 日本獣医師会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会